

## インフルエンザ療養報告書（保護者記載）

教育・保育施設等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。乳幼児は学童と比較して抵抗力が弱く、重症肺炎や急性脳症等の重篤な合併症のリスクがあるにもかかわらず、教育・保育施設は、その目的からクラス及び園閉鎖が困難な状況があります。お一人お一人のお子さまの健康を守ると共に、施設における感染拡大防止のために『インフルエンザ登園停止期間』を厳守して頂くと共に、インフルエンザの診断を受けましたら、教育・保育施設にご連絡のうえ、医師の指導のもと、各施設と登園停止期間を共にご確認ください。また、登園にあたっては、下記の内容を医師の指示に従い、保護者の方がご記入ください。

### インフルエンザ登園停止期間早見表

#### 《インフルエンザ出席停止期間の基準（幼児）》

発症した後5日を経過し、**かつ**、解熱した後**3日**を経過するまで

- \* 「発症した日の翌日」から発症1日目、また、「解熱した日の翌日」を解熱後1日目と数えます。
- \* 「発症した日」と「解熱した日」は、数えるときに、含みません。
- \* 登園後、咳や鼻汁等の症状の改善がない場合は、再度受診勧奨をさせて頂く場合があります。

発症0日目=発熱した日	発症後0日目	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目	発症後9日目
日付を記入してみましょう	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
発症後1日目に解熱した場合 ↓ 発症後6日目から登園可能	登園停止	登園停止 →	解熱後1日目 →	解熱後2日目 →	解熱後3日目 →	もう1日!	登園可能			
発症後2日目に解熱した場合 ↓ 発症後6日目から登園可能	登園停止	→	登園停止 →	解熱後1日目 →	解熱後2日目 →	解熱後3日目 →	登園可能			
発症後3日目に解熱した場合 ↓ 発症後7日目から登園可能	登園停止	→	→	登園停止 →	解熱後1日目 →	解熱後2日目 →	解熱後3日目 →	登園可能		

ぐみ 園児氏名 \_\_\_\_\_

インフルエンザ（**A型・B型・未判定**）との診断を受け療養中のところ、下記経過のとおり、医師の指導のもと、出席停止期間の基準を全て満たす状態に回復したことを報告します。

よって、    月     日より登園します。

記

\* 1～3については、いずれもインフルエンザと診断を受けた際に医師の指示を仰ぎます。

1. 発症した日（発熱した日）     月     日
2. 解熱した日（平熱に戻った日）     月     日
3. 登園可能日（発熱した翌日から5日を経過**かつ**解熱した翌日から**3日**を経過）     月     日
4. 受診医療機関名 \_\_\_\_\_（     月     日受診）

記載日     年     月     日

保護者署名 \_\_\_\_\_